

料金のご案内

入所 強化型

介護度別利用料(保険分)

★ 1ヶ月当たりの利用料

単位/円

介護度	個室利用(自己負担額1割)					個室(自己負担2割)	個室(自己負担3割)
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上	第4段階以上	第4段階以上
要介護1	48,820	51,610	85,090	107,100	130,288	154,618	178,948
要介護2	51,083	53,873	87,353	109,363	132,551	159,144	185,737
要介護3	53,032	55,822	89,302	111,312	134,500	163,042	191,584
要介護4	54,793	57,583	91,063	113,073	136,261	166,564	196,867
要介護5	56,584	59,374	92,854	114,864	138,052	170,146	202,240
介護度	多床室利用(自己負担額1割)					多床室(自己負担2割)	多床室(自己負担3割)
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上	第4段階以上	第4段階以上
要介護1	36,145	50,405	58,465	80,475	92,782	119,627	146,472
要介護2	38,471	52,731	60,791	82,801	95,108	124,279	153,450
要介護3	40,483	54,743	62,803	84,813	97,120	128,303	159,486
要介護4	42,243	56,503	64,563	86,573	98,880	131,823	164,766
要介護5	43,972	58,232	66,292	88,302	100,609	135,281	169,953

★上記の料金は、介護サービス費、居室費、食事費、サービス提供体制強化加算、を含んだ金額になっています。

★施設基準により超強化型となる場合は、上記金額に、在宅復帰・在宅療養加算(47円/日)を算定いたします。

★一般棟の個室を利用された場合には、上記の金額に特別な室料、1日につき1,760円(税込)を頂きます。

★上記の金額に、介護職員処遇改善加算(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に1割の方で3.9%を乗じた単位)と介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が算定されます。

- ※ 上記の料金の他に以下の内容の加算が対象となる場合があります。 自己負担額が1割の場合の金額
- 初期加算▶ 入所後30日間に限って、施設サービス費に約30円/日を加えた額を頂きます。
 - 外泊時費用▶ 入所中に外泊された場合、外泊初日と最終日以外は約367円/日を頂きます。
 - 療養食加算▶ 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合には、施設サービス費に約6円/回を加えた額を頂きます。
 - 短期集中リハビリテーション実施加算▶ 入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合には約243円/日を加えた額を頂きます。
 - 認知症短期集中リハビリテーション実施加算.....▶ 医師が認知症と判断し、入所日から起算して3ヶ月以内の期間にリハビリを行った場合には、約243円/日を加えた額を頂きます。
 - 認知症ケア加算▶ 認知症棟を利用された場合に、施設サービス費に約77円/日を加えた額を頂きます。
 - 認知症情報提供加算▶ 認知症の恐れがあると医師が判断し、施設内での診断が困難である場合、認知症患者医療センター等へ紹介を行った場合に1回を限度として約355円を頂きます。
 - 経口維持加算(Ⅰ)▶ 摂食障害や誤嚥を有する入所者に対して医師または歯科医師の指示に基づき職員が共同して食事観察や会議を行い計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に約406円/月を頂きます。
 - 経口維持加算(Ⅱ)▶ 協力歯科医療機関を定めており経口維持加算(Ⅰ)における食事観察や会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合に約101円/月を頂きます。 ※ただし経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合に限る
 - 経口移行加算▶ 経管栄養で食事をされている方が経口からの食事に戻す計画をたて、医師の指示を受けた専門職による支援が行われた場合一日に約28円頂きます。
 - 口腔衛生管理加算▶ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合に、月約91円頂きます。さらに口腔衛生管理の情報を厚生労働省へ提出した場合に、一月約112円頂きます。
 - 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)▶ 入所予定前又は入所後7日以内に居宅を訪問し、
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)▶ (Ⅰ)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、入所中1回を限度として約456円を頂きます。
(Ⅱ)(Ⅰ)の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画策定した場合、入所中1回を限度として約487円を頂きます。
 - 試行的退所時指導加算▶ 退所時の療養指導を行った場合に1回に限り約406円を頂きます。
 - 退所時情報提供加算▶ 退所後の主治医に対して利用者様の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に1回に限り約507円を頂きます。

- 14 入退所前連携加算(Ⅰ)▶ (Ⅱ)退所後に利用者様が希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に1回に限り約406円を頂きます。
入退所前連携加算(Ⅱ) (Ⅰ)Ⅱを算定しており、入所予定日前後1ヶ月以内に入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービスの方針を定めた場合に1回に限り約608円を頂きます。
- 15 訪問看護指示加算▶ 退所後に利用者様が希望する指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合に1回に限り約304円を頂きます。
- 16 緊急時治療管理料▶ 利用者様の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な処置等を行った時に3日を限度として1回につき約525円を頂きます。
- 17 所定疾患施設療養費(Ⅰ)▶ 肺炎・尿路感染症又は带状疱疹・蜂窩織炎について治療を行った場合、1日につき約242円を、1月に1回連続する7日間を限度として頂きます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ) Ⅱではさらに、施設医が対象の研修を受講している場合、約487円を、1月に1回連続する10日間を限度として頂きます。
- 18 ターミナルケア加算▶ 利用者様の看取りの際のケアを行った場合に以下のとおりの金額を頂きます。
1) 死亡日以前31日以上45日以下・・・1日につき約81円
2) 死亡日以前4日以上30日以下・・・1日につき約162円
3) 死亡日前日及び前々日・・・1日につき約831円
4) 死亡日・・・約1,673円
- 19 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)▶ 施設医がかかりつけ医に処方内容時変更の可能性の説明をし、退所後ひと月以内にかかりつけ医に情報提供をした場合、1回を限度として約101円を頂きます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) Ⅰを算定しており、服薬情報を厚生労働省へ提出し必要な情報を活用している場合1回を限度として約243円を頂きます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) Ⅰ・Ⅱを算定しており、6種類以上の内服薬が処方されている入所者の内服薬が1種類以上減少している場合1回を限度として約101円を頂きます。
- 20 排泄支援加算▶ 医師が排泄にかかる要介護状態を軽減できると判断し支援を実施することで1月につき約10円を頂きます。さらに要介護状態の改善が見られた場合、状況に応じて一月約15円又は約20円を頂きます。
- 21 褥瘡マネジメント加算▶ 褥瘡ケア計画に基づき管理を実施することで一月に約3円、さらに褥瘡の発生が無かった場合一月に約13円のいずれかを頂きます。
- 22 リハビリテーションマネジメント計画書情報加算▶ 医師・理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を利用者等に説明し、継続的に質の管理をしその情報を厚生労働省へ提出した場合、一月に約33円頂きます。
- 23 再入所時栄養連携加算▶ 入所者が医療機関に入院し栄養管理が大きく異なったとき医療機関の栄養食事指導に同席し栄養ケア計画を作成、その後再入所した場合1回に限り203円頂きます。
- 24 自立支援促進加算▶ 入所時に医師が入所者ごとに自立支援のための評価を行い、六月に一回見直しを行い、対象者に各職種の方が共同して支援計画に従ったケアを実施した場合、一月に約304円頂きます。
- 25 安全対策体制加算▶ 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回につき約20円頂きます。
- 26 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)▶ 入所者ごとのADL栄養、口腔機能、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報、Ⅱでは加えて疾病、服薬等の情報を厚生労働省へ提出していること、また、サービス提供にあたり必要な情報を活用している場合、一月に約41円または約61円頂きます。
- 27 栄養マネジメント強化加算▶ 管理栄養士を基準の人数以上配置しており、低栄養リスクの高い入所者に対し栄養計画に従い、食事の観察・調整を実施している場合、一日につき約11円頂きます。
- 施設で死亡された場合、ターミナルケア加算に関係なく死後の処置料として11,000円、死亡診断書1通5,500円を頂きます。その他必要に応じて、タオル1枚110円、寝間着1枚3,300円(全て税込)を頂きます。

その他の料金(税込み)

- 1 日常生活用品費▶ 個人用ティッシュ1箱100円、歯ブラシ100円
- 2 教養娯楽費▶ 折り紙1袋150円、粘土370円、毛糸100円、ドリル1枚10円
塗り絵1枚10円、色鉛筆700円、習字(半紙、墨汁)170円
- 3 特別な室料(個室利用の場合)▶ 1日につき1,760円 ※認知症専門棟の個室利用には該当いたしません。
- 4 理髪料▶ 1回 2,000円(カットのみ)※カット以外の内容があれば別途料金が追加されます。
- 5 私物洗濯利用料▶ 1袋 710円
- 6 衣類のリース▶ ご契約される内容により金額が異なりますので、当施設までお問い合わせ下さい。
- 7 インフルエンザ予防接種料▶ 実費 ※市町村からの補助がある場合補助額に応じた金額になります。
- 8 肺炎球菌ワクチン▶ 実費 ※市町村からの補助がある場合補助額に応じた金額になります。
- 9 施設内健康診断▶ 7,700円 (胸部レントゲン・心電図・血液検査を行います。)
- 10 電気代▶ 1日につき100円(電化製品3点まで)

※入所後1年を経過した利用者様の定期的健康診断を行っています。